

事務連絡  
平成23年6月22日

各都道府県民生主管部局  
関係団体

御中

厚生労働省

社会・援護局福祉基盤課

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の  
公布について（介護福祉士の資格取得方法の見直し関係）

標記法律については、本日付で公布されたところですが、これにより、平成19年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第125号）のうち、介護福祉士の資格取得方法の見直し関係の施行日が、平成24年4月1日から平成27年4月1日に延期されることになりました。

改正後の介護福祉士の資格取得方法の見直しの要点を簡略にまとめた資料を作成しましたので、参考までに送付いたします。適宜、関係者への周知等に御活用いただければ幸いです。

# 介護福祉士の資格取得方法が変わります！ (平成27年度～)

養成施設卒業者

- 平成27(2015)年度の卒業者からは、介護福祉士国家試験を受験し、合格しなければ、介護福祉士の資格が取得できなないことになります。

★ なお、「准介護福祉士」については、あくまでも暫定的な資格であり、今後廃止することが想定されています。  
(注) 准介護福祉士 … 平成27年度以降に養成施設を卒業したものの、介護福祉士の資格を取得していない者が取得可能な資格

介護実務経験者

- 平成27年度の国家試験受験者からは、3年以上の実務経験に加えて、「実務者研修」の受講が必要となります。
- 実務者研修は平成24(2012)年度から開始される予定です。
- 実務教育により少しずつ学習を進めるなど、働きながらでも受けやすい研修とすることも予定です。

第三種  
便物



(号外)  
独立行政法人國立印刷局

卷之三

本号で公布された  
法令のあらま

- (号) 独立行政法人

目 次

(経済産業三〇)

○ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同三一)

○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (同三二)

○ 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (七〇)

○ 水質汚濁防止法の一部を改正する法律 (七一)

○ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (七二)

(七三)

〔政 令〕

○ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一七二)

○ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (一七三)

○ 東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令

第二十三条第三項の表第六号を同表第八号とし、同表第五号中「第十四条の二第二項」を「第五条」に改め、同号を同表第七号とし、同表第四号中「事業場から排出水を出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者」を「事業場の設置者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。）」に改め、同号を同表第五号とし、同号の次に次のように加える。

六 范気工作物である有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場から特定地下水浸透水を浸透させる者

第三項 第六条 第七条 第八条第二項 第九条から第十二条まで並びに第十四条の二第二項を「第五条」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次のように加える。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十二日

内閣総理大臣 脊 直人

法律第七十二号  
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

（介護保険法の一部改正）

第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の十七」を「第七十八条の十七」に、「第一百五十五条の四十三」を「第一百七十五条の四十四」に、「第一百五十五条の四十五」を「第一百五十五条の四十五」に、「第一百五十五条の四十六」を「第一百五十五条の四十六」に改める。

第二条第一項中「要支援状態」の下に「（以下「要介護状態等」という。）」を加え、同条第二項中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改め、同条に次の二項を加える。

第五条の見出しを「（国及び地方公共団体の責務）」に改め、同条に次の二項を加える。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策第五条の次に次の二項を加える。

（認知症に関する調査研究の推進等）

第五条の二 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他）の他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）の他の認知機能が低下した状態をいう。（以下同じ。）に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた

介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る大手の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八条第二項中「及び第十九項」を「第三十項及び第十三条第一項第二号」に改め、定めるも

の二の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は（複合型サービス）とは、（以下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を加え、「及び地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護」を「地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護及び複合型サービス」に改め、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十二項から第二十四項までを二項ずつ繰り下げる。）制第三十一項中「第一百五十五条の四十四第一項第五号」を「第一百五十五条の四十五第一項第五号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

22 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供することが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

第十八条中第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、同条第十六項中「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）を「認知症」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「又は」の下に「（随時）」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第三項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護

その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。た

だし、就業七の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。

二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者を行なうこと。

三 第八条の二第十八項中「第一百五十五条の四十五第一項」を「第一百五十五条の四十六第一項」に改める。第八条の二第十九項第二号中「特定施設」の下に「（高齢老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成二十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（特定施設入居者生活介護の事業所に係る第四十二条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）」を加える。

2 第十八条第三号中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。

3 第二十条中「要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）」を「要介護状態等」に改める。

4 第二十二条第三項中「短期入所療養介護又は（以下「要介護状態等」という。）」を「要介護状態等」に改める。

5 第二十四条第一項中「（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）に委託することができる。」に当該委託事務に係り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）

2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に係り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）

2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に係り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に係り得た秘密を漏らしてはならない。

4 都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。



第七十一条の二の次に次の二条を加える。

(指定の変更)

第七十条の三 第四十一条第一項本文の指定を受け特定施設入居者生活介護の事業を行なう者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。

2 第七十一条第四項から第六項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。

第七十六条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項

に第一号として次の二号を加える。

第七十条第八項の規定により当該指定を行なうに当たつて付された条件に従わない場合

当該

条件に従うこと。

第七十七条第一項第一号中「第五号、第十号（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く）又は第十一号（第五号の二）を「から第五号の二まで、第十号（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く）」又は第十一号（第五号の二）を「から第五号の二まで、第十号（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く）」第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く）、第十一号（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く）又は第十二号（第五号の二に改め、同項第十二号中「病院等」を「事業所」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二号から第十二号までを「号ずつ繰り下りけ、同項第一号の次に次の二号を加える。

第七十八条の二第一項中「であつて」を「のうち」に改め、「二十九人以下」の下に「であつて市町村の条例で定める数」を「事業所」の下に「第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き」を加え、同条第三項中「第一百八十八条第二項第一号」を「第一百八十八条第二項」に改め、同項第四項中「次の各号」の下に「病院又は診療所により行なわれる複合型サービス（厚生労働省令に改め、同号の次に次の二号を加える。」を「事業所」に係る指定の申請あつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。」を加え、同項第二号中「法人」を「市町村の条例で定める者」を「（病院又は診療所により行なわれる複合型サービス）に係る指定の申請あつては、第六号の二及び第六号の三、第十号及び第十二号を除く。」を加え、同項第一号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

四の二 中請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十八条の二第四項第五号の二中「健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立法職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は附金（以下この号、第七十九条第二項第四号の二、第一百五十五条の二十二第二項第五号の二及び第一百五十五条の二十二第二項第五号の二に改め、同号を同項第五号の二とし、同項第五号の二において「保険料等」といいう）を「保険料等」に「これらの」を「納付義務を定めた」に「すべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負つたもの、申請者が、労働に関する法律によつて定める法律により納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第四号の二、第一百五十五条の二十二第二項第五号の二に改め、同号を同項第五号の二とし、同項第五号の二において同じ。）を」を「全てに改め、同号を同項第五号の二とし、同項第五号の二に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所であるとき。

第七十八条の二第四項第六号及び第六号の二中「経過しない者」の下に「（当該指定を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）を加え、同項第七号の二に次の一号を加える。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の目前六日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の管理責任者である者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理責任者である者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるものであるとき。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地城密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地城密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地城密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十四 申請者（認知症対応型共同生活介護、地城密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十五 申請者（認知症対応型共同生活介護、地城密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地城密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十七 申請者（認知症対応型共同生活介護、地城密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十八 申請者（認知症対応型共同生活介護、地城密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

第七十八条の二 第五項第三号の次に次の三号を加える。

三の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第一号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三の三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る）が、法人で、その役員等のうちの管理者が第二号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第七十八条の二に次の三項を加える。

6 第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という）と所在地市町長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る）について、次の各号に掲げるときは、そ

れぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

7 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時

8 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされているとき 被申請市町村長

9 が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行なう者から第一項の申請を受けた時

10 第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において准用する第七十条の二第一項若しくは第七十

八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む）の規定による第四

十一条の二第二項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村

長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

12 第七十八条の九第一項第一号中「第七十八条の二第七项」を「第七十八条の二第八项」に改める。

13 第七十八条の十第一号中「第七十八条の二第四項第五号又は第九号（ハに該当する者が）」を「第

14 七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く）、第十一号

15 同条第二号中「第七十八条の二第五項第三号」を「第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいずれか」に改め、同条第三号中「第七十八条の二第七项」を「第七十八条の二第八项」に改め、同条第十四号中「（役員等のうちに）」を「（法人である場合において、その役員等のうちに）」に改め、同条に次の二号を加える。

16 第七十八条の上二中「第七十八条の二」の下に「第七十七条及び第七十八条」を「おいて」の下に「これらの規定に關し」を加える。

第五章第三節中第七十八条の十二の次に次の五条を加える。

#### （公募指定）

第七十八条の十三 市町村長は、第百七十三条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービス

であつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）中は、当該見込量の確保のため公募により第四十二条の二第二項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域（以下「市町村長指定区域」という。）に所在する事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。）の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

2 市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定については、第七十八条の二の規定は適用しない。

3 市町村長は、当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業所に係る第七十八条の二第一項の指定の申請により、当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類及び当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類に係る指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかるらず、当該申請に対する処分を行なうものとする。

4 前項の規定は、市町村長が市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的調整等は、政令で定める。

5 第七十八条の十四 前条第一項の規定により行われる第四十二条の二第一項本文の指定（以下「公募指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類及び当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類に係る市町村長指定期定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業を行なう事業所ごとに、当該公募指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

6 市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者（公募指定の有効期間等）

7 第七十八条の十五 公募指定は、第七十八条の上二において準用する第七十条の二の規定にかかるらず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

8 第七十八条の上二において準用する第七十条の二の規定は、市町村長指定期間の開始の際既に効力を有する市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く）及び第七十八条の十三第三項の規定により行われた第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く）及び第六項（第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的調整等は、政令で定める。

9 第七十八条の十五 公募指定は、第七十八条の上二において準用する第七十条の二の規定にかかるらず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

10 第七十八条の上二において準用する第七十条の二の規定は、市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く）及び第六項（第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）第七項及び第八項の規定により行われた第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く）及び第六項（第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的調整等は、政令で定める。

11 第七十八条の十五 公募指定は、第七十八条の上二において準用する第七十条の二の規定にかかるらず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

12 第七十八条の上二において準用する第七十条の二の規定は、市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く）及び第六項（第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）第七項及び第八項の規定により行われた第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く）及び第六項（第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的調整等は、政令で定める。

13 第七十八条の十五 公募指定は、第七十八条の上二において準用する第七十条の二の規定にかかるらず、その指定の日又は從前の第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の期間（同号において「從前の指定の有効期間」という。）の満了の日の翌日のうち直近の日から六年

指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定期間開始時有効指定当該指定期間開始時有効指定がされた日又は從前の指定の有効期間の満了の日の翌日のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間

市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をするかどうかの処分がなされていないものについては、第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行ふものとする。

(市町村長指定期間等の公示)  
前項の規定は市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期選挙、附時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的説明は、政令で定める。

第七十八条の十六 市町村長は、市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回、隨時対応型訪問介護看護等を定めようとするときは、あらかじめ、その旨並びに市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回、隨時対応型訪問介護看護等に係る効力が生ずる日を公示しなけれ

(2) 前項の規定は、市町村長指定期間、市町村長指定区域又は市町村長指定定期巡回、隨時対応型訪問介護看護等の変更について準用する。  
(公母指定期に因する統替え)

第七十八条の十七、公募指定に係る第七十八条の二、第四項、第六項及び第十一項、第七十八条の五、第三項並びに第七十八条の九から第七十八条の十一までの規定の適用については、同項中「地域審議型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く」とあるのは「公募指定に係る市町村長指定定期

巡回、隨時対応型訪問介護看護等に限る」と「一月前まで」とあるのは「一月以上前の日であつて市町村長が定める日まで」とするほか、必要な技術的調整は、政令で定める。

総合法 私立学校教職員以川津法 厚生年金簡険法又は労働保険の保険料の徴収等に際する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（以下この号及び第百十五条の二十一、第二項第四号の三において「保険料等」という。）に、「納付義務を定めた」を「これらの」に、「すべて」を「全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うこと）を定める

法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。同号において同じ。」に改め、同号を同項第四号の三とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十九条第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に「第四号の二」を加え、同号ハ中「保険料等に」を「この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めると

これにより納付義務を負う保険料(地方保法の規定による国民健康保険院を含む。以下この法律ハ八十六条第二項第七号ハ及び第百十五条の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。)に「納付義務を定めた」を「これらの」に、すべてを「全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うこと)を定める法律によつて納付義務負う保険料等に限る。第八

十六条第二項第七号ハ及び第一百五十五条の二十二第二項第八号ハにおいて同じ。」に改め、同号ニ中「もの」の下に「当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業

事業者による整備管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に關して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この旨に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く」を加える。

第八十四条第一項第一号中「第七十九条第二項第四号」の下に「第四号の二」を加える。  
第八十六条第一項中「であつて」を「のうち」に改め、「三十人以上」の下に「であつて都道府県の条例で定める数」を加え、同条第二項第三号の二中「又は厚生年金保険法」を「厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第三号の二とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三の二、当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第八十六条第一項第七号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号四中「第三号」の下に「第三号」を加え、同号八中「すべて」を「全て」に改め、同号二中「もの」の下に「当該指定の取消し」が、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該指定の取消しの方法についての記載を「(略)」に改め、同号六中「(略)」を削除する。

したる事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理制度の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。

第九十一条第一項第一号中「第八十六条第二項第三号」の下に「第三号の二」を加える。  
第九十四条第三項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 中訃者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百四十二条第一項第一号中「第五号」を「から第五号の二まで」に、「第五号の二」を「第五号の三」に改める。

「」を「次の各号」に、「第二項から第六項まで又は第七項から第十項まで」を「第二項の二、第三項の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁煙」を「禁煙」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の二とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 中請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、」を加え、「当該申請者」を「当該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた旨

（十一）申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者）を限る。が、法人で、そ  
て申請済しの日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。」を加え、同号の次に次の二号を加える。

の役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一、申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。



「第百十五条の二十二第二項第八号イ中〔禁錮〕を〔禁錮〕に改め、同号ロ中〔第四号〕の下に「〔第四号の二〕」を加え、同号ハ中〔すべて〕を〔全て〕に改め、同号ニ中〔もの〕の下に〔当該指定の取消しが、指定期防支授事業者の指定の取消しのうち當該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定期防支授事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定期防支授事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする〕が相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。  
「第百十五条の二十九第一号中〔第百十五条の二十二第二項第四号〕の下に「〔第四号の二〕」を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第二項の規定による報告に關して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

第一百五十五条の三十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第一百一十五条の四十二第三項中「第一百十五条の三十六第三項及び」を削る。  
第八百一十五条の四十七を第八百一十五条の四十八とする。

第一百五十五条の四五六第一項中「実施」の下に「に係る方針を示して、当該包括的支援事業」を削除し、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「前条第五項」の下に「及び第六項」

五第一項第1号及び第三項各号に改め、同条に次の四項を加える。

業については、当該各号に掲げる事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者（同項第三号に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者）

に限る)に対し、当該専門に属する事業の実施を委託することができる。  
前項の規定により第百五十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の委託を受けた者は、

7 市町村立又は、令賀子防、日常生占文教及公會合算第について、第二項、第四項又は第五項の規定に

より、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（次項において「受託者」という）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を運営会に委託することがで

8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、用印を請求することができる。

第一百五十五条の四十七六を第一百五十五条の四十七とする。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、行政機関等による連携を図り、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならぬ。い。

第三百一十五条の四十四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「事業」の下に「及び育児・介護・障害者等に対する支援」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従つて、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。この場合には、市町村は、次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならぬ。

3 居宅要支援保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市

う)を受けている居宅安堵支援型保険者については、当該特定指定介護予防サービス等と同じ範類の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを除く)を行う事業者

した日常生活の支援のための事業であつて、前項第一号に掲げる事業及び前号に掲げる事業と一休的に行はれる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの。

三  
居宅警報支援保険業者（指定期間予防支援又は特例企画予防支援）に係る介護予防支援の実績を有する者を除く）の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化を防ぐことを目的とするもの（以下「要介護支援保険」といふ。）

づき、前二分に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

第五章第一節中第百十五條の四十三の方に於ける  
五百十五条の四十條を第百十五条の四十五とし  
一条を加える。

**第一百五十五条の四十四** 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び

介護サービスに従事する事業者に関する情報（介護サービス事業者に関するもの）を除く「てまつては、厚生労働省で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報に該当する」として、該当する場合は、該当する情報を除く。

（第百七十二条第二項第一号中「並びにその見込量の確保のための方策」を削り、同項第二号中「地  
域支権事業に要する費用の額並びに」及び「及びその見込量の確保のための方策」を削り、同項第

「手から第五項までを削り、下余の二項を下第第一項とし、  
二項の下に「第二項各号に属する事項に係る旨部分に限る。」を加え、同項を同条第九項として、同條  
の二項を同条第一項とし、同條第三項を「又は當止」とし、當止又は當主に改め、同項を同條第三項とし、

七項とし、同系第四項を同系第六項とし、同系第三項を同系第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村営食事料販賣店を作成するよう努めるものとする。

3 第百七十七条第二項の次に次の二項を加える。  
市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について

前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付費対象サービスの種類との見込取の確保のための方策

11

三、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込額の確保のための方策

第三百一十六条第一項第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同項第四項とし、同項第一項の次に次の二号を加える。  
三 第三百五十三条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払（前項第二号に掲げるものを除く。）

(太田市等の特例) 第三百三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地

の四十七項に「貢」に改める。

道府県事務受託法人の職員の第二十一条第一項の規定による質問に付するに當り、委託を受けるたる質問者

第一回 道府県事務受託法人の職員の第二十一条(第一項)の規定による質問の用意を必ずしも要するに付す第六条第一項(一)(二)に付す第五十一条の規定による質問の用意を加える。

**第七十九条第一項第四号の三**に改める。  
同則ニ次第二項を加える。

**(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)**

住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所した際他の市町村（当該旨を含む）が老人福祉施設に所属する事例に対する「外の市町村を」「の又成内に主所を有する」

ていたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により地盤密着型介護老人福祉施設へ也或宅生活介護老人福祉施設に入所者生活介護の事業を行なう事業所に係る第四十二

案の第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」となつた場合においても当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に難

統して入所している間は、第九条の規定にかかるらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、変更後地域看護型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この規約を「施設」といふ）

の条において「変更前介護老人福祉施設」という、を含む以上の中所地特例対象施設に維続して人所又は入居(以下この条において「入所等」という)をしていった被保険者(当該変更後地域

密着型介護老人福祉施設に維持して入所している者に限る)であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所する直前に人所等をしてもいた住居跡地跡例好意施設(以下この項において「直前入所施設

設」という。(及び変更前介護老人福祉施設のそれそれに入所等をすることにより直前入所施設及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定被験人所載保険者」という。)については、この限りでない。

2 特定組織人被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかるらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

3 繼続して入所等をしていた二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をすることにより、それぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をしたと認められる被保険者。

4 繼続して他の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう)の区域内に住んでいたと認められるもの。当該他の市町村

5 繼続して入所等をしていた二以上の住所地特例対象施設のうちの住所地特例対象施設から離れて他の住所地特例対象施設に入所等をすること(以下この号において「離籍入所等」という)により当該の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る離籍入所等の際他の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう)の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の市町村

6 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を住所地特例対象施設とみなして、第十二条の規定を適用する。

7 市町村は、前項の規定により財政安定化基金の特例(財政安定化基金の特例)

第十一条 都道府県は、平成二十四年度に限り、第二百四十七条第一項の規定にかかるらず、政令で定めたところにより、財政安定化基金の一部を取り崩すことができる。

2 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、保険料率(平成二十四年度から平成二十六年度までの間のものに限る)の増加の抑制を図るため、政令で定めるところにより、その取り崩した額の三分の一に相当する額を市町村に交付しなければならない。

3 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額の三分の一に相当する額を市町村に納付しなければならない。

4 国は、前項の規定による納付があつた場合には、その納付された額に相当する額を介護保険に関する事業に充てるよう努めるものとする。

5 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額から第二項及び第三項の規定による額の合計額を控除した額に相当する額を介護保険に関する事業に充てるよう努めるものとする。

6 老人福祉法の一部改正

第二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

1 次に、第四章の二指定期法(第二十一条の二)を「第四章の二 有料老人ホーム(第二十九条第一項の五)」に改める。

2 第二項の二第二項中「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改め、同条第二項中「居宅介護サービス」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「複合型サービス」といふ)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 この法律において、「複合型サービス」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者は介護保険法の規定による複合型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、活動援助事業及び複合型サービス)に改め、同条第二項中「居宅介護サービス」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型訪問介護又は小規模多機能型居宅介護(以下「訪問介護等」といふ)を含むものに限る)に係る地域密着型介護サービスのうち、当該訪問介護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型訪問介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問介護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型訪問介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

第十一条の四第一項第一号中「規定する訪問介護」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。」)」を加え、同項第五号中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改め、同項に次の二号を加える。

六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る)に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従り、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

第十四条の四を次のように改める。

(家賃等以外の金品受領の禁止等)

第十四条の四 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者(前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない)は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、第五条の二第六項に規定する住居に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合は、当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第十五条第六項中「第一百八条第二項第一号」を「第一百八条第二項」に改める。

第十八条の二第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

第二十一条の八第二項中「次に掲げる事項」を「当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標」に改め、各号を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「市町村老人福祉計画」の下に「第二項に規定する事項に係る部分に限る。」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市町村老人福祉計画」を「市町村」に「作成されなければならない」を「市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の下に「複合型サービス」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

4 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

第二十一条第一号中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。  
第四章の二を削る。

附則第百二十二条の次に次の二条を加える。  
(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条第一項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第八項まで」に、「當該有料老人ホームに入居している者（以下「入居者」という。）」を「入居者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第二十九条第一項の次に次の二項を加える。

能として支拂する費用を除くほか、第四章の三と第四章の二と計る。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(前項等は除く)を体能の性質的特徴とする。

する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行う」とができる人材の育成

推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 郡道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図らるべく、前項に規定する監督の実施に関する効率化のための助成金等の交付を行うよう努めなければならぬ。

卷之三

第三百四条の二第一項中「第二百九十九条第七項及び第八項」を「第二百九十九条第六項及び第七項」に改める。

第三十九条中〔第二十九条第九項〕を〔第二十九条第十一項〕に改める。

第四項を「九条第九項」に改める。

**附則第七条第一項中【第一百八條第二項第一号】を【第百十八條第三項】に改める。**

三条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二章 第二項第四節中「又は認知症専門老人ホーム等の運営事業者」を「認知症専門老人ホーム等の運営事業者又は複合型サービス福祉事業」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

卷之三

第九条に次の改正規定を加えます。

開る。

第二十六条のうち介護保険法第七十一一条第一項の改正規定中「第二百五十二条の二十九第六項」を「第二百五十二条の三十五第六項」に改める。

(健康保険法等の一一部改正に伴う経過措置)

附則第百三十条の次に次の二条を加える。

第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十、六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十五条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百一一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の差謹に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百一十二条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これら二の規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養型医療施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十、六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第三条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

附則第七十三条第一項中「並びにこの」を「この」に改め、「施行後にした行為」の下に「並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為」を加える。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

四十九条第一項中「第五十四条」を「第五十六条」に改める。

第二条第二項中「応じた介護」の下に「（略）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「略）吸引等」といううを含む」を加える。

第三条第二号中「禁則」を「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。

第四十七条第二項中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第四十八条第二項中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

（保健師助産師看護師法との関係）

第四十八条第二項中「介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二項に規定してからつづらす、診療の補助として薬事取扱い等を行つことを業とする

2 前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 事業所の名称及び所在地

3 喀痰吸引等業務開始の予定年月日

4 その他厚生労働省令で定める事項

（次略案項）

第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

1 犯罪以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

2 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

3 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

4 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第四十八条の五 都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

1 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定められた標準に適合していること

2 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他の喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

3 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

1 登録年月日及び登録番号

2 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項  
（変更等の届出）

第三条 第四十八条の六 登録を受けた者は（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行なう必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失つ。（登録の取消し等）

第四十八条の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

1 その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

2 第四十八条の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

3 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

4 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

（公示）

第四十八条の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

1 登録をしたとき。

2 第四十八条の六第一項の規定による届出（氏名若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。

3 第四十八条の六第二項の規定による届出があつたとき。

4 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

（准用）

第四十八条の九 第十九条及び第二十条の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第四十八条の十 第四十八条の三から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（第四十八条の三第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、喀痰吸引等業務を行つた者）

第五十四条の次に次の二条を加える。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条の九において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、第五十四条の次に次の二条を加える。

二 第四十八条の九において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第五十三条第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても各本条の罰金刑を科する。

附則に次の二十六条を加える。

（認定特定行為業務従事者に係る特例）

第三条 介護の業務に從事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十二条第一項及び第三十二条第二項にかかる

らす、診察の補助として、監修の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が終了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行なうことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行なうに當たつては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならぬ。

3 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に從事する者に對して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が行なう研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に對しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 犯罪以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

- 三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第三項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者
- 六 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に關し必要な事項は、政令で定める。
- 一 前項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合
- 二、前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に關し不正の行為があつた場合
- 三、虚偽又は不正の事實に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合
- 四、前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。
- (認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)
- 第五条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務(認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。)の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。
- 2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員(法人でない登録研修機関にあつては、前条第二項の登録(次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」といふ)を受けた者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (登録の申請)
- 第六条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行おうとする者の申請により行う。
- (欠格条件)
- 第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
- 一、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二、この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三、附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四、法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- (登録基準)
- 第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
- 一、喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。
- 二、前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に從事するものであること。
- 三、前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

- 2 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 事業所の名称及び所在地
- 四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定期年月日
- 五 その他厚生労働省令で定める事項
- (登録の更新)
- 第九条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- (登録研修機関は、公正にかつ、附則第八条第二項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。
- 第十条 登録研修機関は、公正にかつ、附則第八条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- (業務規程)
- 第十二条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程(次項において「業務規程」といふ。)を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。
- 2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならぬ。
- (業務の休廻止)
- 第十三条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廻止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- (適合命令)
- 第十四条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (改善命令)
- 第十五条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに該当するときは、その登録研修機関に對し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行つべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (登録の取消し等)
- 第十六条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一、附則第七条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二、附則第十二条から第十三条までの規定に違反したとき。
- 三、前二条の規定による命令に違反したとき。
- 四、附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。
- 五、虚偽又は不正の事實に基づいて登録を受けたとき。





5 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第百十五条の第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

6 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第百十五条の十二第二項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

第八条 新介護保険法附則第九条の規定は、同条第一項に規定する要更後地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに入所している介護保険の被保険者（同項に規定する要更前介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所した際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第九条 この法律の施行のために必要な条例の制定又は改正、新介護保険法第二十四条の三第一項の指定の手続、新介護保険法第七十八条の二の規定による新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定の手續（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスに係るものに限る。）新介護保険法第七十八条の十三第一項の規定による新介護保険法第四十ニ条の二第二項本文の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第二条の規定による改正後の老人福祉法（以下「新老人福祉法」という。）第十四条の四第一項の規定は、施行日の前日までに第二条の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）第十四条の規定による届出がされた認知症対応型老人共同生活援助事業を行つ者については、平成二十七年四月一日以後に規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

4 新老人福祉法第二十九条第八項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホームに施行日以後に人居した者に係る前払金について適用する。

3 新老人福祉法第二十九条第六項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

第十七条 新老人福祉法第二十条の八の規定による市町村老人福祉計画の策定の準備その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間ににおいては、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第二条第二項中「介護（略）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「略）吸引等」という。）を含む。）あるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉士又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項中「介護の業務に從事する者（介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。）」あるのは「介護の業務に從事する者」と、「同条第一項」とあるのは「次条第一項」と、「略）吸引等」とあるのは「略）吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）とする。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置）







ものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業所）を行ふ事業所に係る同法第四十二条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において、「変更後地域密着型介護老人福祉施設」ということなつた場合にはにおいても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に入所をしている間は、第五十条の規定にかかるらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とす。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第五十五条第二項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしていた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をする直前に入院等をしていた病院等（以下この条において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定離続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

(第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の、  
部改正)

陥法（以下「平成十八年旧介護保険法」と  
第二十四条乃至二十九条の二の二條を用ひて

**第二十四条の三** 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県・市町が認定

第二十四条第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）

2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 郡道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところによれ。

5 第二回第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて有う同条第一項及び第二項の規定による質問について専用する。

法律(昭和二十四年法律第八十四号)を加え、第百七条第三項第四号の二を「第百七条第三項第

四の二 当該療養病院等の開設者が、第三項の規定によるに依りて政令で定めるものにより賃金の割に処せらるゝ、その賦子を終つて、又は賦子を受けることがなくなるまゝりする者をう

第百七条第四項中「第百八條第一項第一号」を「第百八條第二項」に改める。

2 第百十五回の三十五第二項及び第三項を次のように改める。  
都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、當

3 郡道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて調

第百十五条の二十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。  
第百十五条の三十六第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項を削る。  
第百十五条の四十二第三項中「第百十五条の三十六第三項及び」を削る。  
第六章中第百十五条の四十七を第百十五条の四十八とし、第百十五条の四十四から第百十九条の四十六までを一条ずつ繰り下げ、第五章第十節中第百十五条の四十三の次に次の二点を加える。



